

新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近年の農業資材価格高騰の影響により農業収入保険への加入を控えることなく、自然災害や怪我、病気等による収穫不良や収入減少等、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備え、経営の安定化を図るため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する愛知県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)への加入を推進し、収入保険に加入した農業者に対する、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、新城市補助金等交付規則(平成17年新城市規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を市内に有する法人
- (2) 市内で農業を営む者
- (3) 新城市税を滞納していない者
- (4) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、収入保険に加入する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に関する当初契約時の保険料及び付加保険料とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請等の委任)

第6条 補助対象者が、補助金の交付の申請等をするときは、愛知県農業共済組合組合長(以下「組合長」という。)を代理人として委任しなければならない。

2 組合長は、前項による委任を受けるときは、補助対象者から委任状(様式第1)の提出を受けるものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により委任を受けた組合長(以下「受任組合長」という。)は、収入保険に係る保険の契約成立後、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付申請書(様式第2。以下「申請書」という。)に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 委任状兼同意書

(2) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できるもの

(3) 収入保険の保険料等の明細一覧

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定通知)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、交付の決定及び交付額を確定し、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3)により受任組合長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 受任組合長は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書(様式第4)により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は補助金の交付の決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第 12 条 受任組合長は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間、保管しておかなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

委 任 状 兼 同 意 書

年 月 日

新 城 市 長

委任者

住 所

名 称

代表者氏名

私は、愛知県農業共済組合組合長を代理人と定め、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金に係る申請、請求、受領に関する一切の権限を委任します。

また、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金の申請手続きに必要な市税等の納付状況の調査を行うこと、及びその調査結果について委任を受けた愛知県農業共済組合と新城市が情報共有することについて同意します。

様式第 2（第 7 条関係）

年 月 日

新 城 市 長

申請者（受任組合長）

住 所

名 称

代表者氏名

新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付申請書

新城市農業経営収入保険加入推進事業を実施したいので、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

（1）委任状兼同意書

（2）収入保険証書の写し若しくは収入保険に加入したことを証明できるもの

（3）収入保険の保険料等の明細の一覧

（4）その他

様式第 3（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

愛知県農業共済組合組合長 殿

新 城 市 長

新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付申請書については、新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助の条件

- （1）補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- （2）この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了から 5 年間、整理保存しなければならない。
- （3）示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。

様式第 4 (第 9 条関係)

請 求 書

年 月 日

新 城 市 長

住 所
名 称
代表者氏名

新城市農業経営収入保険加入推進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった新城市農業経営
収入保険加入推進事業補助金を下記により交付されたく請求します。

記

- 1 補 助 事 業 名 新城市農業経営収入保険加入推進事業
- 2 補助金請求額 金 円
- 3 振 込 先

振込先	金融機関名			
	支店名			
	種別	1 普通	2 当座	口座番号
	フリガナ			
	口座名義人			